

独立行政法人日本スポーツ振興センターが  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

平成30年3月1日  
(令和2年3月5日改正)  
(令和4年7月21日改正)

文部科学省

# 目 次

(序文)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	1
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. スポーツ施設の運営管理、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	1
2. 国際競技力の向上のための取組	3
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	5
4. スポーツ・インテグリティの保護・強化	6
5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	9
6. 国内外の情報の分析・提供等	10
IV. 業務運営の効率化に関する事項	12
V. 財務内容の改善に関する事項	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等	13
2. 自己収入の拡大	14
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設整備の実施	14
2. 内部統制の強化	14
3. 適正な人員配置等	15
4. 情報セキュリティ対策の強化	15

※III. の各項目を一定の事業のまとまりとする。また、括弧ごとを評価の単位とする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

J S Cは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及び平成 29 年度から令和 3 年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第 2 期スポーツ基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）、日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「J P C」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「J A D A」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。

現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。

J S Cは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。

以上の位置付け及び役割のもと、第 3 期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、J S Cの第 4 期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

## II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、J S Cが長年蓄積してきたノウハウを活用し

た管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。

また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。

#### <具体的な取組>

- ・サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。

- ・新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営の在り方の検討を行う。

- ・スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早朝営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。

- ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。

- ・国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指導参考資料の作成をするとともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。

#### <評価指標>

- ・施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。

- ・保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ

参画人口を前年度比で増加させる。

#### <目標水準の考え方>

・施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるPDC Aサイクルを機能させる必要がある。

前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査（4段階評価）において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価（満足・やや満足）の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。

・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、J S Cが保有するスポーツ施設の活用の促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。

#### 【重要度：高】

施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。

## 2. 国際競技力の向上のための取組

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターについて、その機能の整備・充実を図りながらJ O C、J P C及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。

## <具体的な取組>

・ J O C 及び J P C 等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

・ J O C、J P C 及び J S P O 等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くなどオリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。

・ ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンススポーツセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。

・ 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

## <評価指標>

・ オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリートの成績（過去最高の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況

## <目標水準の考え方>

・ スポーツ基本計画において、J O C 及び J P C の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」とされていることを踏まえ指

標として設定した。

・評価にあたっては、JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標や金メダル数のほか、入賞数や優れた成績を挙げた競技数等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献の判断にあたっては、JSCにおける取組状況やそれぞれの取組の外部評価結果等を踏まえ判断する。

・オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選手権大会等の主要な国際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピック・パラリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けたJSCの国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。

#### 【難易度：高】

「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC、JPC及び中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。

### 3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施

スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下、「スポーツ振興助成制度」という。）について、十分な財源の確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。

#### <具体的な取組>

・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。

・助成メニューの見直しにあたっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法

による事業効果の測定等により行うこととする。

- ・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。

#### <評価指標>

- ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。

- ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。

#### <目標水準の考え方>

- ・地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。

なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

- ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。

#### 【重要度及び難易度：高】

スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。

一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、平成 28 年度売上額約 9,600 億円（15.5%減少））を踏まえると、非常に難易度が高いため。

#### 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化

クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務



を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成30年12月20日スポーツ庁）を踏まえたスポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。

#### <具体的な取組>

- ・ JADA等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施することを通じて、ドーピング検査だけでは対処しきれないドーピング防止活動を推進する。

- ・ 公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）の運用を行う。

- ・ スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内のスポーツ・インテグリティに関する現況等を把握するとともに、このような情報を国内の関係機関及び団体に情報提供すること等を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図るための体制を構築する。

- ・ スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。

- ・ スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を令和2年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。

- ・ 令和元年度中に弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。

- ・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNSによる相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。

#### <評価指標>

- ・JSCが行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。

- ・毎年度5つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。

- ・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。

#### <参考指標>

- ・ウェブサイトへの登録件数

#### <目標水準の考え方>

- ・スポーツ基本計画に「フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSCが行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。

- ・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組

が必須である。

平成 28 年度のスポーツ庁調査では、J S P O加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が 7 団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が 12 団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均 5 団体を指標として設定した。

なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。

・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。

## 5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実

学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。

### <具体的な取組>

・災害共済給付業務においては、引き続き、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。

・学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るように工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。

### <評価指標>

・中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成 27 年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率

を65%以上とする。

- ・中期目標期間の最終年度において、平成29年度の差戻し件数と比較して10%削減する。

- ・中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。

#### <目標水準の考え方>

- ・子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設の加入率は平成29年度では約50%であり、同年齢幼児等が通う「幼稚園」や「保育所」の加入率である80%台に近づけることが必要である。これまでの加入率の増加傾向（平成27年度加入率25%、平成28年度加入率42%）を踏まえ、今期においては、65%以上を指標として設定した。

- ・請求における差戻しは、平成29年度では約10万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約2万件を占めている。この差戻し約2万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の10%を削減することを指標として設定した。

- ・第3期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSCからの情報提供に対する満足度調査（4段階評価）を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約80%であった。（平成27年度80.98%、平成28年度80.54%）第4期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況（効果的に利用すること）について同水準以上を指標として設定した。

なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

## 6. 国内外の情報の分析・提供等

社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的

に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立てる。

#### <具体的な取組>

- ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。
- ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。
- ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。
- ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「J S N」という。））に基づく取組の充実を図る。
- ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対して、メール配信やSNSの活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。

#### <評価指標>

- ・J S Nの取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度100件以上収集する。
- ・J S Cが提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。

#### <目標水準の考え方>

- ・ J S Nや国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週2件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。

- ・ J S Cが収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されるような工夫がなされていることが、非常に重要である。

一方、これまでにこのような調査を行ったことがないため、同種の調査（5段階評価）実績の水準を踏まえ、指標として設定した。

#### IV. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。

#### <具体的な取組>

- ・ 毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、令和元年度までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。

- ・ 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。

- ・ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

- ・ 理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに

活用する。

- ・一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。

- ・給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達合理化計画」の取組を着実に実施する。

- ・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を令和 2 年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。

- ・資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度 1 回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。

## V. 財務内容の改善に関する事項

### 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。

<具体的な取組>

- ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

- ・運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。

- ・予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。

- ・資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

## 2. 自己収入の拡大

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図る。

### <具体的な取組>

- ・スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。
- ・インターネットを通じ広く寄付金を募るなど新たな寄附金の獲得方策を行う。
- ・ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 長期的視野に立った施設整備の実施

長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。

### <具体的な取組>

- ・新国立競技場については、関係閣僚会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。
- ・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を令和2年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。
- ・施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。



## 2. 内部統制の強化

前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。

### <具体的な取組>

- ・内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。
- ・監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することにより、P D C Aサイクルの確立と徹底を図る。
- ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。

## 3. 適正な人員配置等

業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。

### <具体的な取組>

- ・組織の肥大化を防ぐため、平成 30 年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。
- ・既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。
- ・人材確保・人材育成等に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。
- ・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。

#### 4. 情報セキュリティ対策の強化

「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

##### <具体的な取組>

- ・情報セキュリティポリシーを随時見直すとともに、全ての職員が情報セキュリティに関しての理解度が深まるように周知徹底を行う。
- ・情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。
- ・情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。